

令和3年8月18日

公益社団法人 神奈川県環境保全協議会 御中

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長

神奈川県知事 黒岩 祐治

(公 印 省 略)

感染防止対策への協力について

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本日、国は新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という)に基づく緊急事態宣言の期間を9月12日まで延長しました。また、国の基本的対処方針において、大規模施設等への入場制限に対する措置内容が強化されました。

そこで、大規模商業施設に対し、法第45条2項に基づき、入場制限(通常営業の5割を目安)を要請します。

百貨店の地下の食品売り場等、生活必需品を取扱う施設についても、法第24条9項に基づき、上記と同様の措置を要請します。

その他の大規模な集客施設については、法第45条2項に基づき、引き続き、施設内外に混雑が生じることのないよう、人数管理、人数制限、誘導等の入場整理の徹底をお願いいたします。

また、別添「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」及び「第41回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料」に基づき、引き続き、感染防止対策にご協力をお願いいたします。

災害ともいうべき、現在の感染爆発を抑えるために、ぜひ、ご理解とご協力をお願いいたします。

別添

- 1 特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針
- 2 第41回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料

問合せ先

環境農政局総務室

総務グループ 明 裕敏

045-210-1111 (内線 4019)